平成２２年（フ）第７３３９号
大阪市港区田中３丁目１番130号　大阪市立第２港晴寮
債務者　菅原　晴美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２号
釧路市芦野２丁目１番５号　サンハイツアシノ105号
債務者　三津谷真由美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５７５号
相模原市南区東林間４丁目37番８号　メゾン石井101
債務者　柴田　享宣
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５７６号
相模原市南区相模台４丁目13番16号　メリーパレスⅠ107
債務者　佐藤　勝之
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５７７号
神奈川県座間市相模が丘１丁目11番９―201号　リバシティー
債務者　山口加津江
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５９７号
相模原市中央区横山４丁目４番３―２号
債務者　國長奈津子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６００号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目39番６号　サマックス・カーサ・テー・ケB101号室
債務者　笠原　年春
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６０５号
相模原市中央区田名1981番地１
債務者　早川　和宏
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６０６号
相模原市中央区田名1981番地１
債務者　早川　理恵
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２４号
相模原市緑区橋本２丁目10番12号　ロアーブル・サン橋本501
債務者　内藤　正夫
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６６８号
相模原市南区相模大野８丁目５番11号　シティプラザ相模202
債務者　田中　結紀（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６６１号
岡山市北区富田町２―11―16　トウエンビル702、住民票上の住所山口県大島郡周防大島町大字久賀1423番地
債務者　加藤　美和
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８２号
岡山県玉野市奥玉３丁目14番５号
債務者　井戸口圭子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１１号
岡山市中区下152番地１　グレースタウン原B102
債務者　古野　美香（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１８号
岡山市東区政津1084番地
債務者　奥　富士子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部